

月額掛金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口
15歳～70歳	男性	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
	女性				
71歳	男性	2,673円	5,345円		
	女性	2,026円	4,051円		
72歳	男性	2,795円	5,589円		
	女性	2,113円	4,225円		
73歳	男性	2,984円	5,968円		
	女性	2,221円	4,441円		
74歳	男性	3,191円	6,382円		
	女性	2,338円	4,675円		
75歳	男性	3,420円	6,840円		
	女性	2,459円	4,918円		
76歳(更新のみ)	男性	3,673円	7,346円		
	女性	2,588円	5,176円		
77歳(更新のみ)	男性	3,955円	7,909円		
	女性	2,732円	5,464円		
78歳(更新のみ)	男性	4,241円	8,482円		
	女性	2,924円	5,848円		
79歳(更新のみ)	男性	4,557円	9,114円		
	女性	3,137円	6,274円		
80歳(更新のみ)	男性	4,905円	9,809円		
	女性	3,374円	6,748円		

※掛金は更新日(毎年6月1日)の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日(毎年6月1日)となります。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6か月を超えるものについては切り上げて1年とし、6か月以下のものは切り捨てます。)

※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上のお取扱い

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険期間

保険期間は1年間(毎年6月1日～その翌年5月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金はありません。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

加入者(被保険者)のみならず
定期保険(団体型)は契約者・坂城町商工会、被保険者・当商工会の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者・当商工会の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

坂城町商工会

〒389-0601 埴科郡坂城町大字坂城10051
TEL 0268-82-3351 FAX 0268-82-8228

[定期保険(団体型)引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 上田営業所

〒386-0024 上田市大手 1-10-22 上田商工会議所会館
TEL 0268-22-3164 FAX 0268-22-3144

AXA A1-2103-0229/333

会員事業所のみならず

ステキさかき共済

ご加入
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
+坂城町商工会独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

ご注意ください

坂城町商工会独自の見舞金等の給付制度と同商工会がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称がステキさかき共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず 24時間保障	1年更新で医師の 診査なし	剰余金があれば 配当金も!	商工会独自の 給付制度も!
6大生活習慣病入院一時金 ガン入院一時金・ガン先進医療一時金		健康増進に役立つ付帯サービスも 健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど	

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会に提供されます。
 - ②当商工会は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」といふ)にこれを提供します。
 - ③アクサ生命は、当商工会から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
 - ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報取扱われます。
 - ⑤定期保険(団体型)契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



ステキさかき共済の内容

保障内容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		□数	1 □	2 □	3 □	4 □
死亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＋災害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,000万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＞		50万円	100万円	150万円	200万円
高度障害	不慮の事故により 高度障害状態 ^{*1} のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,000万円
	傷害または疾病により 高度障害状態 ^{*1} のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞		50万円	100万円	150万円	200万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき （同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） ＜入院給付金＞	日帰り入院から保障	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 9,000円	1日につき 12,000円
	ガン ^{*2} で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜ガン入院一時金＞		2万円	4万円	6万円	8万円
	6大生活習慣病 ^{*3} で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜6大生活習慣病入院一時金＞		1万円	2万円	3万円	4万円
	ガン ^{*2} の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞		5万円	10万円	15万円	20万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いたします。
 ※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いたします。
 ※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いたします。
 ※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しが行なわれています。
 ※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいいます。病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にして阿克苏生命が判断いたします。

- *1 お支払いの対象となる高度障害状態**
- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- *2 お支払いの対象となるガン**
- 口腔、口腔および咽頭の悪性新生物
 - 消化器の悪性新生物
 - 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
 - 骨および関節軟骨の悪性新生物
 - 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- *3 お支払いの対象となる6大生活習慣病**
- 糖尿病
 - 心疾患
 - 高血圧性疾患
 - 脳血管疾患
 - 肝硬変
 - 慢性腎不全

坂城町商工会独自の給付制度の内容

給付内容	□数	1 □	2 □	3 □	4 □
災害入院特別見舞金 （1日以上120日限度）		1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円
長期災害入院見舞金 （121日以上）	一律	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円
災害通院見舞金 （5日以上）	一律	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
病気入院見舞金 （1～19日）	一律	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
病気入院見舞金 （20～89日）	一律	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
病気入院見舞金 （90日以上）	一律	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
病気通院見舞金 （10日以上）	一律	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
結婚祝金 対象：加入者本人	一律	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
出産祝金 対象：加入者または配偶者	一律	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
入学祝金 （小学校・中学校・高等学校） 対象：加入者のお子さま	一律	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

- ①坂城町商工会独自の制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
 - ②見舞金・祝金は請求事由発生時点での□数にてお支払いたします。支給基準日は事由発生日（入院初日または通院初日）とします。
 - ③日数計算は、同一疾病および傷害による継続治療の場合に限ります。
 - ④同一傷病での請求は1回に限りませんが、同一傷病でも連続180日間治療が中断していれば新たな傷病とみなします。
 - ⑤複数の疾病または傷害で、同一病院で同時に治療されている場合は、あわせて一つの治療とみなします。
 - ⑥それぞれの見舞金について、保険期間中（6月1日から翌年5月31日）に、2回までの支払いとします。
 - ⑦見舞金・祝金の給付は継続加入6ヵ月（掛金納付期間）の方に限ります。
 - ⑧見舞金・祝金は支払事由発生後3年以内に請求してください。
 - ⑨「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取り扱います。
- ※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

阿克苏の付帯サービス	阿克苏生命の加入者向けサービス
------------	-----------------

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

ステキさかき共済のお取扱い

加入資格・条件

1. 坂城町商工会会員の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で加入される年の6月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。ただし、70歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方は2□までを限度とします。なお、更新継続のみ、75歳6ヵ月を超え80歳6ヵ月までの方は既加入□数を限度とします。
2. 新規加入または増額を申込みされる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方^{*1}に限ります。次の留意事項を必ずお読みください。加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気がやがて、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●継続して14日以上入院したとは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気がやがて初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。	
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●14日以上にわたるとは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●治療には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表 心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症^{*2}、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺炎、気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、膵内臓、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

3. 当商工会を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

4. 商工会員入会申込みと同時に（同日）に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

- *4 申込日（告知日）現在、正常に就業している方は加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 - ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（勤務の特別取扱）とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など
- *5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

1. 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いたします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会にご連絡ください。
2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、ステキさかき共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会独自の給付制度のお支払いはありません。
3. 商工会独自の給付制度の受取人は加入者（被保険者）または加入事業所です。当商工会に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。